

別添 1

申 立 書 様 式 例

年 月 日

(市町村長名) 殿

所有者 住所

氏名

このたび、私が建築し、又は取得しました下記家屋は、現在のところ未入居の状態にありますが、自己の住宅の用に供するものに相違ありません。

記

1. 家屋の表示

所在地

家屋番号

2. 家屋の住居表示

3. 入居予定年月日

年 月 日

4. 現在の家屋の処分方法等

5. 入居が登記の後になる理由

なお、証明書交付後、この申立書に虚偽があることが判明した場合には証明を取り消され、税額の追徴を受けても異議ありません。

◎ 申立書を提出するにあたっては、下記の書類を添付してください。

現在居住している家屋の処分方法		添付書類
売却する場合		・当該現住家屋の売買契約（予約）書（写）または媒介契約書（写）等売却することを証する書類 ・現在の住民票（写）
賃貸する場合		・当該現住家屋の賃貸契約（予約）書（写）または媒介契約書（写）等賃貸することを証する書類 ・現在の住民票（写）
現住家屋が借家、借間、住宅、寄宿舍、寮等の場合		・賃貸借契約書（写）、使用許可書（写）または家主の証明書（写）等 ・現在の住民票（写）
現在の家屋に取得者の親族が住む場合		・親族等からの申立書 ・現在の住民票（写）
上記のほか		・現住家屋が今後、当該証明申請者の居住の用に供されるものではないことを証する書類 ・現在の住民票（写）
未定	資金を借りるために抵当権設定を急ぐ場合等、登記を入居の後まで遅らせることができない場合	・当該家屋を新築または取得するための資金の貸付け等に係る金銭消費貸借契約書（写）または当該家屋の代金の支払期日の記載のある売買契約書（写） ・現在の住民票（写）
	前住人が未転出により登記までに入居できない場合	前住人と全所得者又は不動産仲介業者等との間の引き渡し期日の記載のある売買契約書（写） ・現在の住民票（写）
	本人又は家族の病気等により登記前に入居できない場合	・治療期間が記載された医師の診断書（写） ・現在の住民票（写）
	上記以外	・やむを得ない事情により登記前に入居できない事情を明らかにする書類 ・現在の住民票（写）